

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業北川辺領地区（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年七月十九日から令和六年八月十九日まで

二 縦覧場所

加須市役所

埼玉県のウェブサイト